

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年10月2日

金曜日

第5575号

目次

告 示

- | | |
|-------------------|---|
| ○港湾施設の概要についての一部改正 | 1 |
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止 | 2 |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○農地を利用する権利の設定の裁定申請 | |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 4 |
| ○開発行為の工事完了 | 6 |

告 示

富山県告示第430号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

第1の2(2)の表中

「	〃	新上野新橋	富山市上野新	47	8.0	富53 - 4	」
---	---	-------	--------	----	-----	---------	---

を、

「	〃	新上野新橋	富山市上野新	47	8.0	富 53 - 4	」
		住友運河歩道橋	富山市蓮町1丁目～上野新町	33	3.8～5.8	富 53-14	」

に改める。

第1の8の表中

「	〃	富岩運河緑地	〃 湊入船町～上野新町	67,746	〃 93 - 4	」
---	---	--------	-------------	--------	----------	---

を、

「Ⅱ 富岩運河緑地	Ⅱ 湊入船町～千原崎 1 丁目	75,099	Ⅱ 93 - 4
-----------	-----------------	--------	----------

に改める。

(港 灣 課)

富山県告示第431号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和8年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	令和8年 9月30日	1621600079	株式会社つくし工房	富山市中沖 150-3	つくしの里 お茶の間	中新川郡上市町若杉3丁目 418番地
共同生活援助	令和8年 9月30日	1620500015	社会福祉法人野の草会	氷見市鞍川 1855	樺	氷見市鞍川 1872-1
生活介護	令和8年 7月31日	1610200964	社会福祉法人くるみ	高岡市佐野 548番地2	多機能型事業所える・こぼん	高岡市佐野 548番地2
自立訓練 (機能訓練)	令和8年 9月30日	1611600337	医療法人財団恵仁会	中新川郡立山町前沢 1181番地	デイサービスセンタースマイルレーベル	中新川郡立山町大石原 225番地

~~~~~

公 告

~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 1 項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
高岡市戸出西部金屋18番2	田	607㎡
高岡市戸出西部金屋180番	田	2,119㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第 1 項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
高岡市戸出西部金屋18番2	令和 9 年 3 月 31 日	5 年	8,925円
高岡市戸出西部金屋180番	令和 9 年 3 月 31 日	5 年	31,155円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 16 日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

株式会社水橋ショッピングセンター 富山市水橋市江47番地

2 店舗を設置する者 株式会社水橋ショッピングセンター

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社水橋ショッピングセンター 代表取締役 山本 義捷 富山市水橋市江47番地

(変更後) 株式会社水橋ショッピングセンター 代表取締役 池田 和男 富山市水橋市江47番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター水戸田3-4 ほか10

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター水戸田3-4 ほか4

- 4 変更の日 令和7年2月6日 ほか

- 5 変更の理由 (1) 大規模小売店舗を設置する者に変更があったため
(2) 小売業者変更のため

- 6 届出の日 令和8年9月15日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

- 8 縦覧期間 令和8年10月2日から令和9年2月2日まで

- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
(2) (1)の事項の公表の可否
(3) 当該店舗の名称及び所在地
(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

令和8年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) 平和堂高岡早川店 高岡市早川550番1 外

2 店舗を設置する者 株式会社平和堂

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所／敷地東側1箇所、敷地西側1箇所、敷地北側1箇所

(変更後) 3箇所／敷地東側1箇所、敷地南側1箇所、敷地北側1箇所

4 変更の日 令和8年10月1日

5 変更の理由 近隣住民からの要望による店舗計画変更のため

6 届出の日 令和8年9月18日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月2日から令和9年2月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市山屋126番及び201番			射水市山屋 201番地	米田 清美

